

大阪市債権回収対策推進会議

(令和2年1月24日)

資 料

議題 1

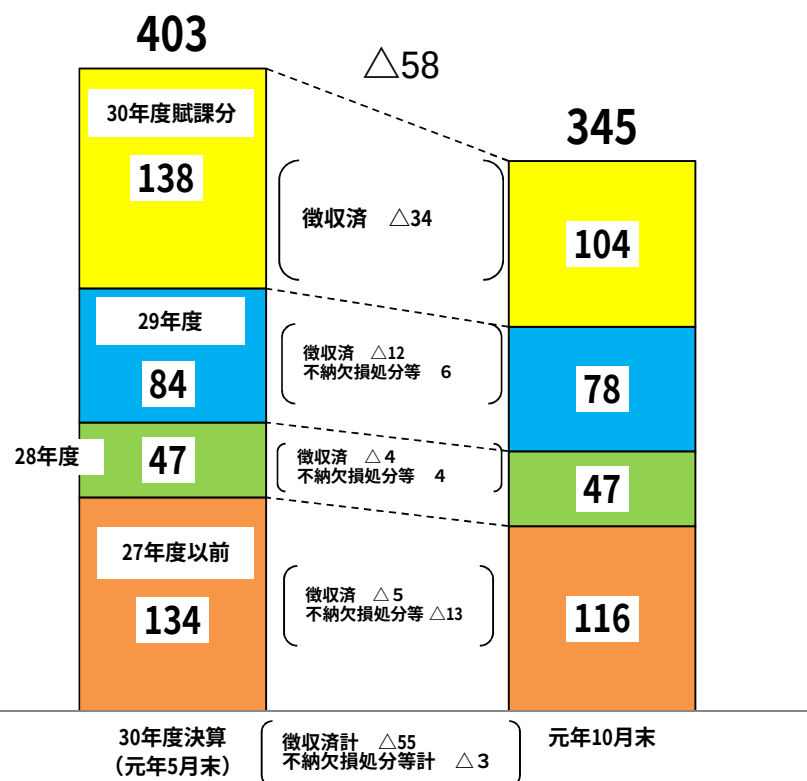
令和元年 10 月末現在の未収金の状況について

平成30年度決算時未収金の対策状況（令和元年10月末現在）

元年度

（単位：億円）

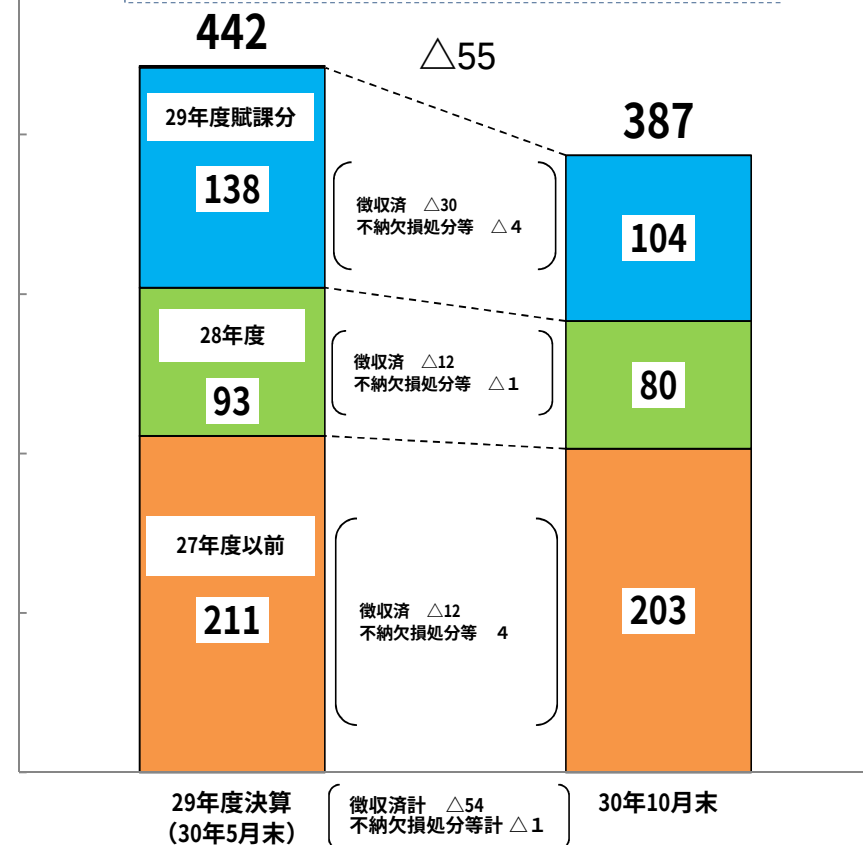
平成30年度決算時（元年5月末）未収金 403億円…α
 令和元年度末の未収金残高目標 258億円…β
 令和元年10月末の未収金残高 345億円…γ
 進捗率 40.0% [△58億円 (γ-α) / △145億円 (β-α)]



参考 30年度

（単位：億円）

平成29年度決算時（30年5月末）未収金 442億円…α
 平成30年度末の未収金残高目標 288億円…β
 平成30年10月末の未収金残高 387億円…γ
 進捗率 35.7% [△55億円 (γ-α) / △154億円 (β-α)]



※不納欠損処分等…不納欠損処分による減額、調定変更による増減の額を表す。

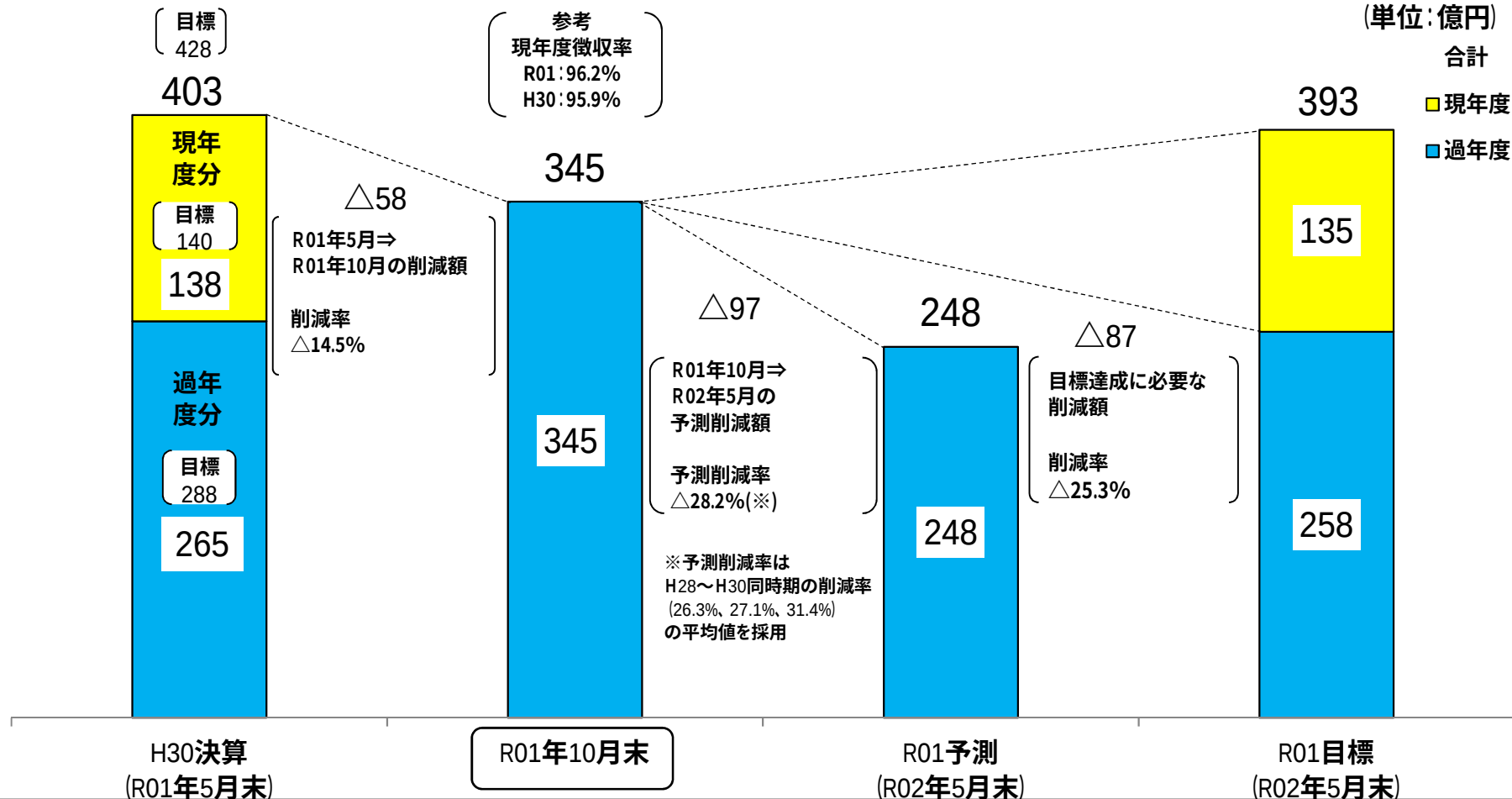
令和元年度未収金残高目標達成に向けた令和元年10月末の状況

(単位: 億円)

合計

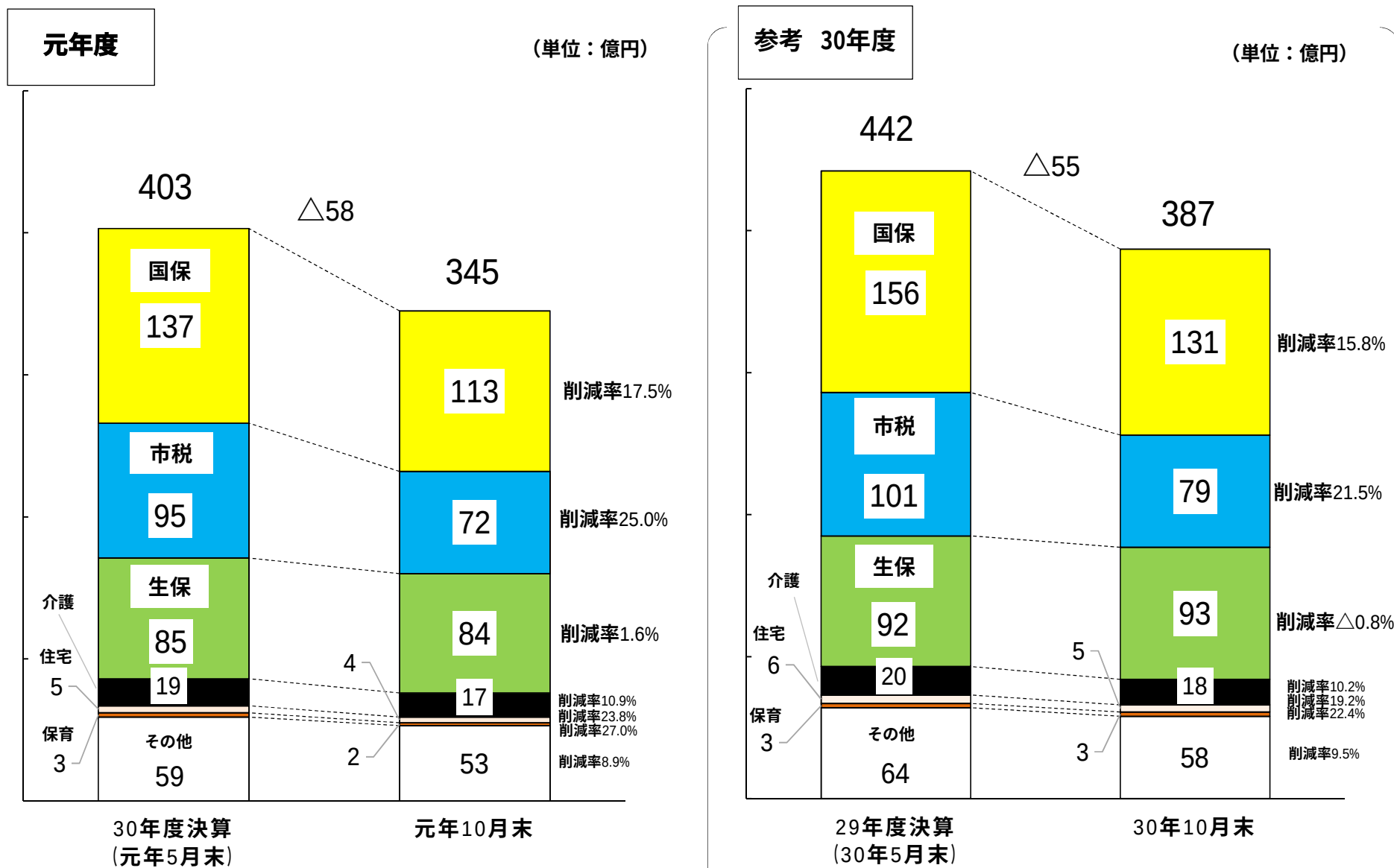
■ 現年度

■ 過年度



- ・令和元年度未収金の過年度分残高は345億円 (令和元年10月末現在)
- ・上記の額は、平成30年度決算時 (令和元年5月末) 403億円から58億円削減されており、その削減率は14.5%で、昨年度同時期 (削減率12.6%) を上回るペース
- ・年度後半に87億円削減 (削減率25.3%) できれば、過年度分目標額258億円を達成する見込み。さらに年度後半に平成28年度から平成30年度同時期の3ヶ年の平均削減率28.2%を確保できれば、令和元年度決算予測値は過年度分248億円となり、目標の258億円をさらに10億円多く圧縮することが可能
- ・現年度分について、徴収率は好調なものの、市税などの調定増による未収金増が見込まれるため、現年度分を含めた令和元年度目標393億円を達成するためには、昨年度と同様、年度後半に徹底した対策が必要
- ・今後、令和2年1月末以降の未収金の状況を各所属において取りまとめるが、各期の進捗管理を引き続き徹底していく必要がある。

平成30年度決算時未収金の主な債権別対策状況（令和元年10月末現在）



平成30年度決算時未収金の主な債権別対策状況（令和元年10月末現在）

上段：令和元年
参考 下段（ ）：平成30年

（単位：千円）

	所属	決算時（5月末） 未収金残高	徴収済額 （10月末） 〔過年度分〕	不納欠損処分等※ （10月末） 〔過年度分〕	未収金残高 （10月末） 〔過年度分〕	削減率 （10月末） 〔過年度分〕	削減率の比較 （10月末） 〔過年度分〕	（参考） 徴収率 〔現年度分〕 （10月末）
		A	B	C	D = A - B - C	E = (A - D) / A	Eの上段と下段（ ）	
国民健康保険料	福祉局	13,694,517 (15,569,019)	2,201,623 (2,256,774)	192,571 (204,491)	11,300,323 (13,107,754)	17.5% (15.8%)	+1.7%	88.4% (88.0%)
市税	財政局	9,573,503 (10,121,644)	2,277,652 (2,029,144)	118,013 (148,321)	7,177,838 (7,944,179)	25.0% (21.5%)	+3.5%	98.0% (97.8%)
生活保護費返還金	福祉局	8,511,309 (9,189,839)	140,520 (166,718)	△ 6,762 (△ 241,392)	8,377,551 (9,264,513)	1.6% (△ 0.8%)	+2.4%	41.6% (52.4%)
介護保険料	福祉局	1,916,077 (1,992,965)	205,261 (192,065)	4,179 (10,422)	1,706,637 (1,790,478)	10.9% (10.2%)	+0.7%	97.4% (97.1%)
住宅使用料	都市 整備局	474,849 (627,915)	113,218 (120,387)	0 (0)	361,631 (507,528)	23.8% (19.2%)	+4.6%	98.0% (97.8%)
保育所保育料	こども 青少年局	286,707 (322,364)	74,154 (72,055)	3,226 (0)	209,327 (250,309)	27.0% (22.4%)	+4.6%	98.1% (98.1%)
その他の債権	—	5,877,555 (6,395,566)	510,665 (561,201)	11,575 (43,869)	5,355,315 (5,790,496)	8.9% (9.5%)	△ 0.6%	91.6% (91.1%)
合計	—	40,334,517 (44,219,312)	5,523,093 (5,398,344)	322,802 (165,711)	34,488,622 (38,655,257)	14.5% (12.6%)	+1.9%	96.2% (95.9%)

〔内訳〕

一般会計	—	22,406,396 (24,202,459)	2,740,148 (2,584,176)	120,785 (△ 48,871)	19,545,463 (21,667,154)	12.8% (10.5%)	+2.3%	97.7% (97.4%)
特別会計	—	17,928,121 (20,016,853)	2,782,945 (2,814,168)	202,017 (214,582)	14,943,159 (16,988,103)	16.6% (15.1%)	+1.5%	91.5% (91.4%)

※不納欠損処分等…不納欠損処分による減額、調定変更による増減の額を表す。（△は増額）

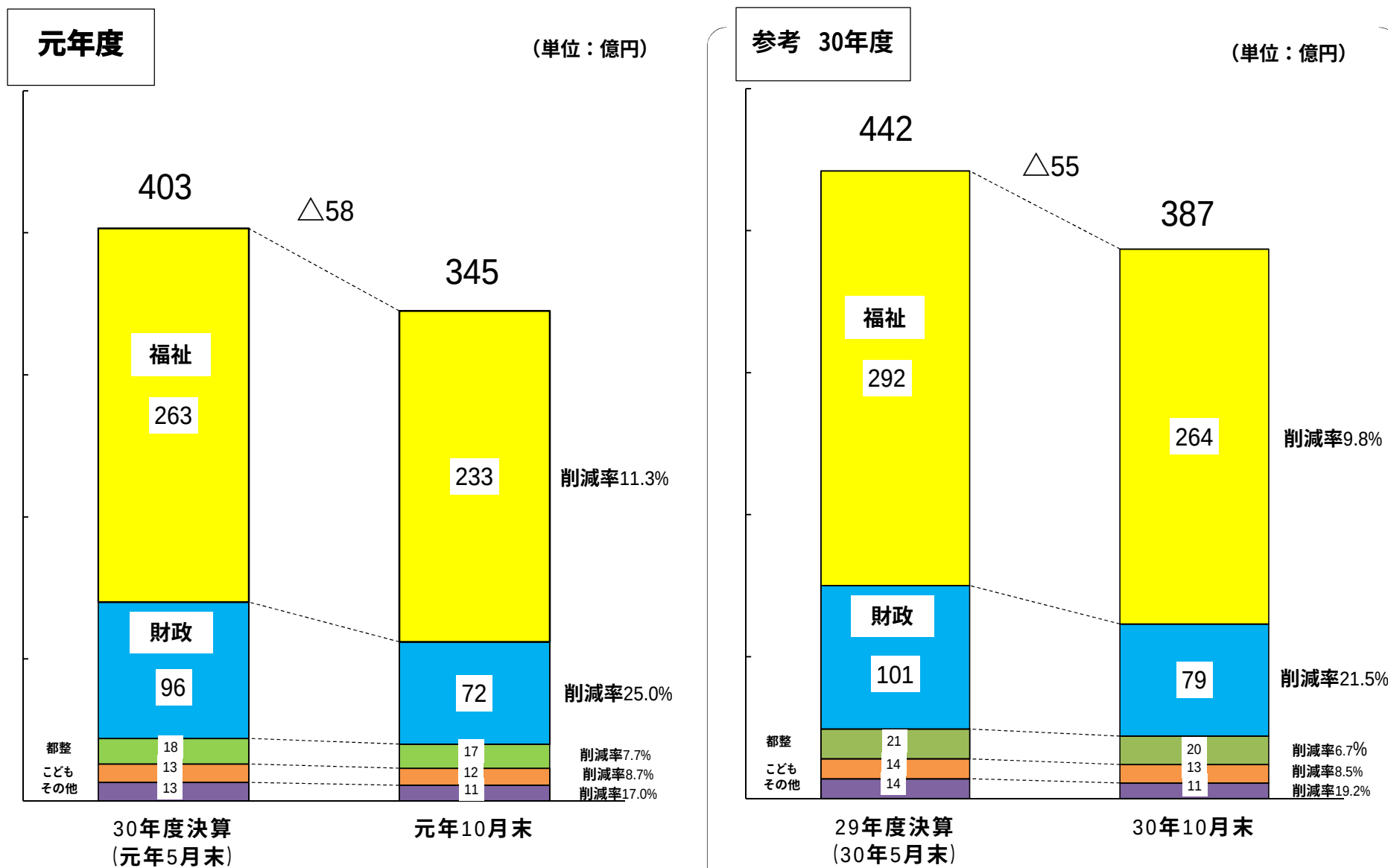
平成30年度決算時未収金のその他主要債権別対策状況（令和元年10月末現在）

上段：令和元年
参考 下段（ ）：平成30年
（単位：千円）

債権名	所属	決算時(5月末) 未収金残高 A	徴収済額 (10月末) [過年度分] B	不納欠損処分等※ (10月末) [過年度分] C	未収金残高 (10月末) [過年度分] D = A - B - C	削減率 (10月末) [過年度分] E = (A - D) / A	削減率の比較 (10月末) [過年度分] Eの上段と下段①	(参考) 徴収率 [現年度分] (10月末)
災害援護資金貸付金	危機管理室	106,991 (113,137)	2,520 (4,614)	0 (0)	104,471 (108,523)	2.4% (4.1%)	Δ 1.7%	— —
後期高齢者医療保険料	福祉局	505,263 (543,780)	150,693 (128,710)	2,730 (3,100)	351,840 (411,970)	30.4% (24.2%)	+6.2%	72.8% (74.0%)
生活保護法指定 医療機関等返還金	福祉局	184,837 (409,336)	15,965 (63,887)	0 (Δ 531)	168,872 (345,980)	8.6% (15.5%)	Δ 6.9%	100.0% (100.0%)
国民健康保険料(不現住)	福祉局	301,525 (361,533)	0 (0)	Δ 2,156 (2,655)	303,681 (358,878)	Δ 0.7% (0.7%)	Δ 1.4%	0.0% (0.0%)
国民健康保険給付費返還金	福祉局	301,108 (318,022)	39,411 (38,247)	2,719 (7,167)	258,978 (272,608)	14.0% (14.3%)	Δ 0.3%	81.7% (74.8%)
介護保険給付費不正・ 不当利得返還金及び加算金	福祉局	135,377 (140,068)	2,442 (4,069)	1 (0)	132,934 (135,999)	1.8% (2.9%)	Δ 1.1%	22.4% (96.3%)
大学奨学費貸付金返還金収入	福祉局	42,916 (72,149)	652 (9,107)	0 (16,580)	42,264 (46,462)	1.5% (35.6%)	Δ 34.1%	77.2% (74.5%)
居宅介護給付費返還金 (居宅生活支援費返還金)	福祉局	67,467 (69,499)	1,204 (1,021)	0 (0)	66,263 (68,478)	1.8% (1.5%)	+0.3%	— —
土地賃貸料	契約管財局	55,772 (50,178)	6,576 (6,516)	0 (0)	49,196 (43,662)	11.8% (13.0%)	Δ 1.2%	97.9% (95.8%)
母子父子寡婦福祉貸付金	こども青少年局	685,184 (700,283)	24,560 (31,846)	0 (0)	660,624 (668,437)	3.6% (4.5%)	Δ 0.9%	72.5% (72.6%)
児童扶養手当返還金	こども青少年局	191,143 (187,785)	9,504 (12,568)	Δ 920 (Δ 223)	182,559 (175,440)	4.5% (6.6%)	Δ 2.1%	31.3% (56.0%)
児童福祉施設 徴収金	こども青少年局	83,821 (77,975)	4,488 (2,908)	4 (0)	79,329 (75,067)	5.4% (3.7%)	+1.7%	85.4% (54.4%)
霊園手数料	環境局	12,193 (13,356)	578 (1,056)	303 (257)	11,312 (12,043)	7.2% (9.8%)	Δ 2.6%	83.2% (72.8%)
不正入居等損害金 (市営住宅)	都市整備局	1,245,286 (1,429,488)	16,378 (12,673)	0 (0)	1,228,908 (1,416,815)	1.3% (0.9%)	+0.4%	7.3% (11.9%)
下水道使用料	建設局	186,969 (182,428)	104,192 (111,191)	0 (0)	82,777 (71,237)	55.7% (61.0%)	Δ 5.3%	92.5% (91.8%)
土地賃貸料 (一般会計)	港湾局	153,036 (206,576)	1,454 (10,641)	0 (7,764)	151,582 (188,171)	1.0% (8.9%)	Δ 7.9%	99.6% (99.7%)
土地賃貸料相当損害金等	港湾局	187,538 (125,708)	2,440 (1,946)	0 (Δ 693)	185,098 (124,455)	1.3% (1.0%)	+0.3%	20.5% (99.0%)
給水料	水道局	108,549 (108,708)	42,897 (44,373)	Δ 136 (225)	65,788 (64,110)	39.4% (41.0%)	Δ 1.6%	93.2% (93.2%)
学校給食費	教育委員会 事務局	172,592 (159,597)	39,228 (36,942)	0 (0)	133,364 (122,655)	22.7% (23.1%)	Δ 0.4%	98.0% (87.9%)
高等学校等奨学金 貸付金返還金	教育委員会 事務局	66,237 (108,665)	1,512 (5,414)	9,542 (25,258)	55,183 (77,993)	16.7% (28.2%)	Δ 11.5%	82.7% (71.8%)

※不納欠損処分等…不納欠損処分による減額、調定変更による増減の額を表す。(Δは増額)

平成30年度決算時未収金の所属別対策状況（令和元年10月末現在）



平成30年度決算時未収金の所属別対策状況（令和元年10月末現在）

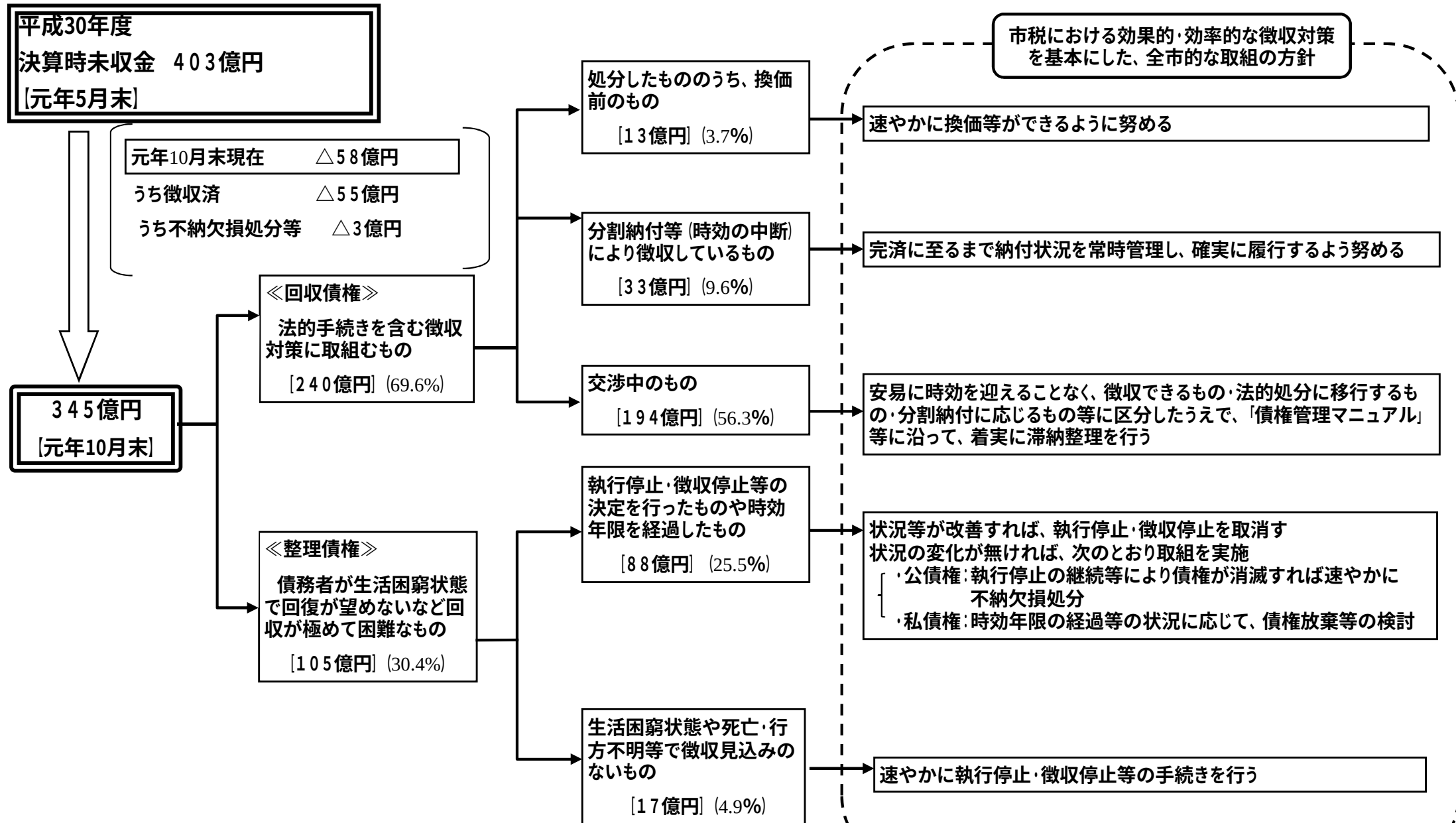
上段：令和元年
参考 下段：平成30年

(単位：千円)

所 属	決算時(5月末) 未収金残高 A	徴収済額 (10月末) [過年度分] B	不納欠損処分等※ (10月末) [過年度分] C	未収金残高 (10月末) [過年度分] D = A - B - C	削減率 (10月末) [過年度分] E = (A - D) / A	削減率の比較 (10月末) [過年度分] Eの上段と下段	(参考) 徴収率 [現年度分] (10月末)
人 事 室	3,396 (3,136)	0 (20)	0 (0)	3,396 (3,116)	0.0% (0.6%)	Δ 0.6%	— —
区 役 所	1,871 (2,010)	234 (155)	0 (0)	1,637 (1,855)	12.5% (7.7%)	+4.8%	— (100.0%)
危 機 管 理 室	106,991 (113,137)	2,520 (4,614)	0 (0)	104,471 (108,523)	2.4% (4.1%)	Δ 1.7%	— —
経 済 戦 略 局	110,106 (113,258)	800 (749)	0 (Δ 56)	109,306 (112,565)	0.7% (0.6%)	+0.1%	99.7% (60.5%)
中 央 卸 売 市 場	20,712 (19,864)	2,847 (2,115)	2,067 (0)	15,798 (17,749)	23.7% (10.6%)	+13.1%	99.6% (99.5%)
市 民 局	81 (160)	0 (0)	Δ 26 (0)	107 (160)	Δ 32.1% (0.0%)	Δ 32.1%	0.0% —
財 政 局	9,574,855 (10,123,198)	2,278,476 (2,029,222)	118,013 (148,354)	7,178,366 (7,945,622)	25.0% (21.5%)	+3.5%	98.0% (97.8%)
契 約 管 財 局	58,717 (53,123)	6,576 (6,516)	0 (0)	52,141 (46,607)	11.2% (12.3%)	Δ 1.1%	97.9% (95.8%)
都 市 計 画 局	1,857 (1,857)	0 (0)	0 (0)	1,857 (1,857)	0.0% (0.0%)	0.0%	— —
福 祉 局	26,292,035 (29,214,191)	2,774,650 (2,872,464)	192,996 (Δ 11,192)	23,324,389 (26,352,919)	11.3% (9.8%)	+1.5%	88.2% (88.5%)
健 康 局	1,367 (1,364)	57 (29)	0 (0)	1,310 (1,335)	4.2% (2.1%)	+2.1%	99.6% (100.0%)
こ ど も 青 少 年 局	1,347,544 (1,397,674)	114,158 (121,339)	2,440 (Δ 2,059)	1,230,946 (1,278,394)	8.7% (8.5%)	+0.2%	96.6% (96.8%)
環 境 局	16,304 (18,301)	2,144 (1,365)	Δ 1,606 (Δ 21)	15,766 (16,957)	3.3% (7.3%)	Δ 4.0%	82.7% (73.1%)
都 市 整 備 局	1,770,903 (2,108,768)	136,306 (141,891)	1 (46)	1,634,596 (1,966,831)	7.7% (6.7%)	+1.0%	97.8% (97.6%)
建 設 局	213,252 (210,070)	105,153 (112,669)	24 (Δ 485)	108,075 (97,886)	49.3% (53.4%)	Δ 4.1%	94.9% (94.5%)
港 湾 局	356,589 (347,681)	4,004 (12,587)	0 (7,071)	352,585 (328,023)	1.1% (5.7%)	Δ 4.6%	99.5% (98.0%)
消 防 局	643 (771)	0 (60)	0 (0)	643 (711)	0.0% (7.8%)	Δ 7.8%	— —
水 道 局	130,154 (132,532)	51,504 (47,664)	Δ 136 (Δ 1,205)	78,786 (86,073)	39.5% (35.1%)	+4.4%	93.3% (93.3%)
教 育 委 員 会 事 務 局	327,140 (358,217)	43,664 (44,885)	9,029 (25,258)	274,447 (288,074)	16.1% (19.6%)	Δ 3.5%	98.3% (89.3%)
合 計	40,334,517 (44,219,312)	5,523,093 (5,398,344)	322,802 (165,711)	34,488,622 (38,655,257)	14.5% (12.6%)	+1.9%	96.2% (95.9%)

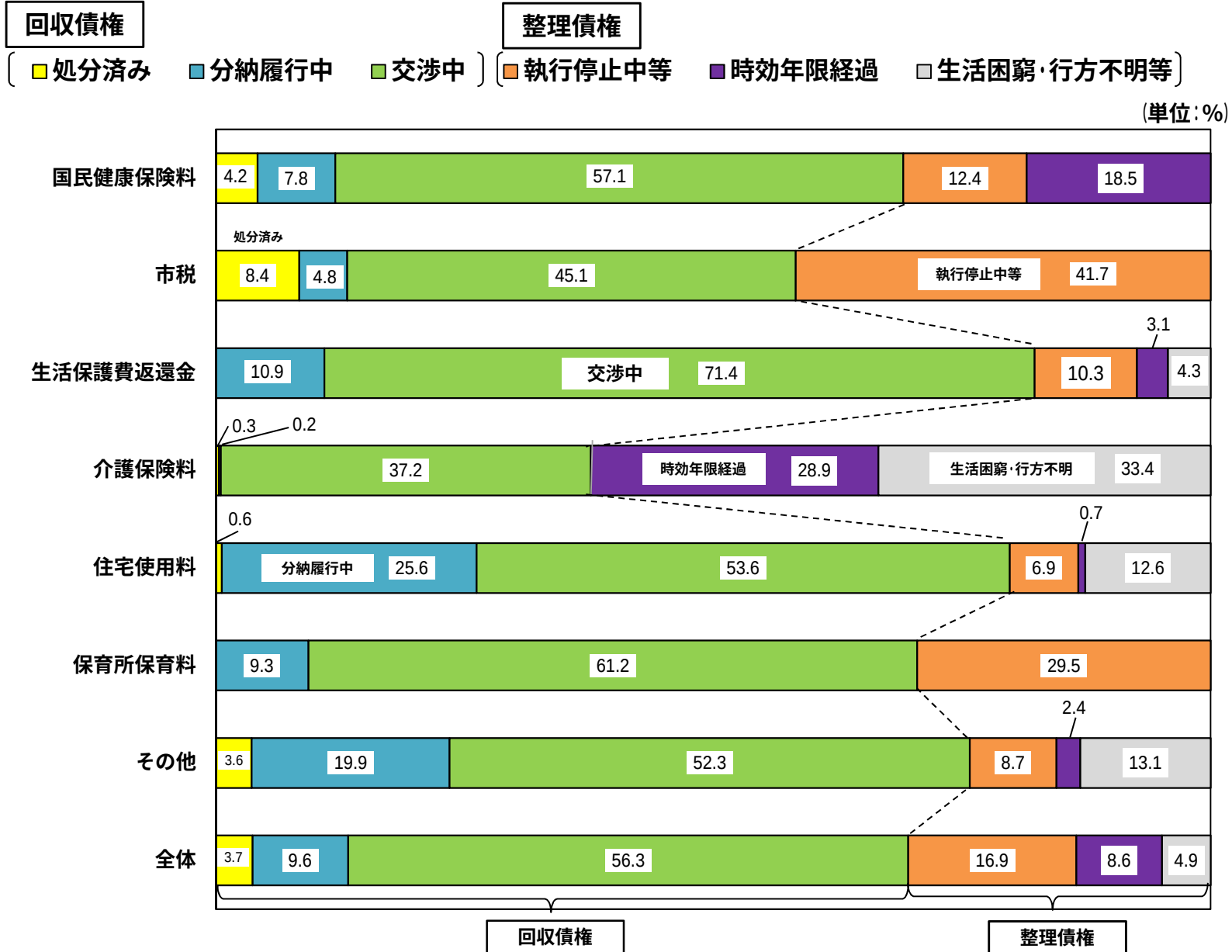
※不納欠損処分等…不納欠損処分による減額、調定変更による増減の額を表す。(Δは増額)

平成30年度決算時未収金の解消に向けた今後の対策のまとめ (令和元年10月末現在)



※不納欠損処分等...不納欠損処分による減額、調定変更による増減の額を表す。

平成30年度決算時未収金の解消に向けた今後の対策のまとめ (令和元年10月末現在) ～主な債権別取組状況の割合～



議題 2

令和元年度後半の取組強化の徹底について (過年度分・現年度分)

令和元年度後半の取組について

債権名 国民健康保険料 整理番号 026 [福祉局生活福祉部保険年金課]

過年度分

10月末徴収率 16.3% (前年度10月末 14.7%)

決算見込徴収率 23.4% (前年度決算 23.4%)

目標徴収率 24.4 % (前年度目標 24.4%)

●主な取り組み

(1) 滞納処分の速やかな執行

既に財産調査を実施し、差押可能財産が判明している世帯について、局から送付する「財産判明世帯の滞納処分未実施リスト」を活用し「差押予告書」を速やかに発送することにより、自主納付等を促すとともに、「差押予告書」を発送してもなお、保険料を納付しない世帯については厳正に滞納処分を執行し、換価充当を行う。

なお、収納率が低迷している区については、国保収納業務の経験を有する非常勤職員が、集中的に臨区し、助言等を行う。

(2) 資格喪失世帯に対する納付督促の徹底

局から送付する未収を有する資格喪失世帯の一覧を活用した電話等による納付督促を実施し、未納保険料の解消を行う。

(3) 納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底

納付誓約不履行世帯については、「納付誓約不履行世帯リスト」「納付誓約取消世帯リスト」等を参考に督促を徹底し、未納保険料の解消を行う。

(4) あらゆる機会を捉えた納付指導の徹底

来庁勧奨通知、短期証更新及び証返還予告通知等の文書送付による、滞納者の来庁の機会を捉まえ、世帯の実情を聴取のうえ、保険料完納を促す指導をより一層徹底し、未納保険料の解消を行う。

(5) 文書等返戻世帯に係る居所確認の徹底

納付書及び督促状等の文書返戻世帯について、定例的に配信される文書返戻世帯にかかるリストに併せ、局において作成した短期証・資格証の返戻世帯にかかるリストの活用により、速やかに居所確認調査を実施し、不現住処理を徹底する。

(6) 不動産公売による収入額の確保

弁護士職員により、区において差押中の不動産以外に財産を有しない滞納者について、滞納処分を進めるための公売を行い、さらなる収入額の確保に努める。

現年度分

10月末徴収率 88.4% (前年度10月末 88.0%)

決算見込徴収率 89.7% (前年度決算 89.5%)

目標徴収率 89.7% (前年度目標 89.3%)

●主な取り組み

(1) 未収世帯に対する納付督促の徹底

1期未納世帯について、民間事業者による電話での納付督促を早期に行うとともに、督促状を送付し、督促状の指定期限までに納付が無い場合は財産調査を速やかに実施する等、早期の未収解消に努める。

(2) 滞納処分の速やかな執行

既に財産調査を実施し、差押可能財産が判明している世帯について、局から送付する「財産判明世帯の滞納処分未実施リスト」を活用し「差押予告書」を速やかに発送することにより、自主納付等を促すとともに、「差押予告書」を発送してもなお、保険料を納付しない世帯については厳正に滞納処分を執行し、換価充当を行う。

なお、収納率が低迷している区については、国保収納業務の経験を有する非常勤職員が、集中的に臨区し、助言等を行う。

(3) 資格喪失世帯に対する納付督促の徹底

未納世帯に対し、局から送付する未収を有する資格喪失世帯の一覧を活用した電話等による納付督促を実施し、未納保険料の解消を行う。

(4) 納付誓約不履行世帯に対する納付督促の徹底

納付誓約不履行世帯については、「納付誓約不履行世帯リスト」「納付誓約取消世帯リスト」等を参考に督促を徹底し、未納保険料の解消を行う。

(5) あらゆる機会を捉えた納付指導の徹底

来庁勧奨通知、短期証更新及び証返還予告通知等の文書送付による、滞納者の来庁の機会を捉まえ、世帯の実情を聴取のうえ、保険料完納を促す指導をより一層徹底し、未納保険料の解消を行う。

(6) 文書等返戻世帯に係る居所確認の徹底

納付書及び督促状等の文書返戻世帯について、定例的に配信される文書返戻世帯にかかるリストに併せ、局において作成した短期証・資格証の返戻世帯にかかるリストの活用により、速やかに居所確認調査を実施し、不現住処理を徹底する。

(7) 不動産公売による収入額の確保

弁護士職員により、区において差押中の不動産以外に財産を有しない滞納者について、滞納処分を進めるための公売を行い、さらなる収入額の確保に努める。

令和元年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況 (10月末)

債権名 国民健康保険料 整理番号 026 [福祉局生活福祉部保険年金課]

	過年度	現年度
取組内容	区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。 さらに、弁護士職員による不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会、実地調査を継続実施するとともに、市債権回収対策室と連携を図りながら効果的・効率的な収納対策を実施していく。 また、ペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨や、市債権回収対策室においては引き続き給与調査予告を実施するなど、これらの取り組みにより、さらなる収納額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。	区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続して実施するとともに、国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化を図る。 さらに、弁護士職員による不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会、実地調査を継続実施するとともに、市債権回収対策室と連携を図りながら効果的・効率的な収納対策を実施していく。 また、ペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨や、市債権回収対策室においては引き続き給与調査予告を実施するなど、これらの取り組みにより、さらなる収納額確保の取り組みの強化に努め、未収金残高目標及び目標徴収率の達成をめざす。
取組状況 (10月末)	・区長マネジメントによる各区の特性に応じた様々な収納率向上に向けた取り組みを継続実施し、収納率の向上に努めているところである。 ・国保収納業務の経験を有する職員の直接指導による区職員の更なる能力アップ・組織体制の強化も継続実施しているところである。 ・弁護士職員により、不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会および実地調査を継続して実施し、収入額確保の取り組み強化に努めているところである。 ・市債権回収対策室において給与調査予告を実施しているところである。 ・引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用しており、ペイジーの利用数は10月末で対前年同月比1,080件増の30,092件、新規口座登録世帯数については435世帯増の35,431世帯、国保世帯全体における口座振替加入率は0.38ポイント増の48.01%といずれも前年度を上回っている状況にある。また、滞納処分等についても、差押予告は1,540世帯増の11,849世帯、差押は84世帯増の4,003世帯とそれぞれ前年度実績を上回っているところである。 ・上記の取り組みにより、10月末現在における収納率は現年度分では対前年同月比0.4ポイント増、過年度分では1.6ポイント増といずれも前年度を上回っているところである。	

令和元年度後半の取組について

債権名 市税 整理番号 001 [財政局税務部収税課]

過年度分

10月末徴収率 24.1% (前年度10月末 20.3%)

決算見込徴収率 32.0% (前年度決算 31.2%)

目標徴収率 32.0 % (前年度目標 31.0%)

●主な取り組み

- ・ 市税収入確保のため策定した差押等の件数目標及び目標徴収率に対する進捗状況を踏まえて、市税事務所において作成した年度後半における収納対策の取組計画を確実に実施する。
具体的には、高額事案から順に督促中事案について確認し、年度内収入に結び付けるため、換価が容易な給与、預金、生命保険などの財産調査を徹底し、財産判明分については早急に差押えするとともに、固定資産税のみの滞納事案で給与等の差押えすべき債権が見当たらない事案については、不動産の差押えを積極的に行う。
また、平成28年度課税の滞納事案(一定金額以上)の整理(徴収・処分・停止)件数目標70%及び対象滞納整理事案(平成30年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等)の処理(徴収・処分・停止)件数目標70%の達成に向けて、引き続き取り組みを強化する。
- ・ 税務部収税課においては、市税事務所の取組について、1月から3月まで毎月の収納率等の目標と実績を確認し、特に高額事案については全市税事務所を訪問し、直接事案指導をするなど、進捗管理を確実に行うとともに、1月末時点の市税収入見込をもとに、2月上中旬に全市税事務所に対してヒアリングを実施し、必要に応じて追加対策を講じるなど、一層の税收確保に取り組む。

現年度分

10月末徴収率 98.0% (前年度10月末 97.8%)

決算見込徴収率 99.4% (前年度決算 99.4%)

目標徴収率 99.4% (前年度目標 99.3%)

●主な取り組み

・ 市税収入確保のため策定した差押等の件数目標及び目標徴収率に対する進捗状況を踏まえて、市税事務所において作成した年度後半における収納対策の取組計画を確実に実施する。

具体的には、高額事案から順に督促中事案について確認し、年度内収入に結び付けるため、換価が容易な給与、預金、生命保険などの財産調査を徹底し、財産判明分については早急に差押えするとともに、固定資産税のみの滞納事案で給与等の差押えすべき債権が見当たらない事案については、不動産の差押えを積極的に行う。

市・府民税4期、固定資産税4期については、納期限後出納閉鎖まで期間が短いため、電話による納税督促に合わせて計画的に財産調査を行い確実に徴収するよう努める。

・ 税務部収税課においては、市税事務所の取組について、1月から5月まで毎月の収納率等の目標と実績を確認し、特に高額事案については全市税事務所を訪問し、直接事案指導をするなど、進捗管理を確実に行うとともに、1月末及び4月末時点の市税収入見込をもとに、2月上中旬及び5月上中旬に全市税事務所に対してヒアリングを実施し、必要に応じて追加対策を講じるなど、一層の税收確保に取り組む。

令和元年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況 (10月末)

債権名 市税 整理番号 001 【財政局税務部収税課】

	過年度	現年度
取組内容	未収金の圧縮は図れており、前年度同様に取組を行う。 (1)平成28年度課税の滞納事案（一定金額以上）件数の70%以上を整理（徴収・処分・停止）。 (2)対象滞納事案（平成30年度以前課税分で滞納税額10万円以上20万円未満の事案等）件数の70%以上を処理（徴収・処分・停止）。	次のとおり数値目標を設定して取り組む。（納税推進センターに係る事務以外は過年度も対象） ・差押件数：16,000件 ・給与照会件数：17,200件 ・確定申告書等の資料閲覧件数：4,800件 ・インターネット公売実施回数：4回 ・合同公売実施回数：3回 ・搜索実施回数：30回 ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：85%以上
取組状況 (10月末)	(1) ・対象事案数：6,036件 ・整 理 率：46.7% (2) ・対象事案数：13,317件 ・整 理 率：54.0%	・差押件数：10,455件（昨年同時期実績：8,301件） ・給与照会件数：13,775件（昨年同時期実績：11,799件） ・確定申告書等の資料閲覧件数：1,453件（昨年同時期実績：2,142件） ・インターネット公売実施回数：動産2回、不動産2回（昨年同時期実績：動産2回、不動産2回） ・合同公売実施回数：1回（昨年同時期実績：1回） ・搜索実施回数：14回（昨年同時期実績：16回） ・納税推進センターにおける納付約束に係る履行率：84.5%（昨年同時期実績：85.5%）

令和元年度後半の取組について

債権名 生活保護費返還金(保護費収入) 整理番号 016 [福祉局生活福祉部保護課]

過年度分

10月末徴収率 1.6% (前年度10月末 1.8%)

決算見込徴収率 3.3% (前年度決算 3.0%)

目標徴収率 3.3 % (前年度目標 2.4%)

●主な取り組み

- ・資力を回復した債務者への財産調査を実施するとともに、以降差押え予告や滞納処分などの必要な措置を講じる。
- ・財産調査の結果、徴収可能な財産が確認できないときは、徴収停止・執行停止をするなど適切な債権管理を行う。
- ・時効年限を経過した債権の不納欠損処分を適切に行うとともに、実質的に徴収が不能となった破産免責決定を受けた者の債権について、債権放棄を含む債権整理を検討する。

現年度分

10月末徴収率 41.6% (前年度10月末 52.4%)

決算見込徴収率 65.2% (前年度決算 71.2%)

目標徴収率 65.2% (前年度目標 67.1%)

●主な取り組み

- ・法第78条徴収金及び法第63条返還金のうち77条の2の徴収決定を行ったものについては、保護費からの徴収を徹底するため、申出による徴収の更なる活用を推進することとし、活用率が低調な実施機関については、個別にヒアリングを行うとともに、納付方法の切替対象者を特定することにより具体的な取組みを促す。
- ・少額滞納案件に係る徴収の徹底により、効率的な債権管理を目指すこととし、具体的な取組対象者リスト等を整備したうえで、各実施期間の取組みを促す予定。

令和元年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況 (10月末)

債権名 生活保護費返還金 (保護費収入) 整理番号 016 [福祉局生活福祉部保護課]

	過年度	現年度
取組内容	・滞納処分の実施について、すでに各実施機関へ対象者を照会しており、回答を得次第財産調査等に着手する。 ・また、債権管理・回収アドバイザーの事案相談等を活用しながら滞納処分等の適切な実施に取り組む。	・申出による徴収の推奨にあたり、実施機関へ個別にヒアリングを行い、他の実施機関の事例等を参考として提供する。 ・また、口座振替による徴収について、月を連続して資金不足による口座不能などになっている者を抽出し、実施機関へ申出徴収への変更に向けた情報提供を行う。
取組状況 (10月末)	■強制徴収公債権にかかる調査の実施状況 (令和元年10月末時点) 対象者：26名 ・居所調査：22件 ・財産調査：67件 ■債権管理・回収アドバイザーへの事案相談 (福祉局保護課) ・破産免責決定を受けた債務者に係る公債権の債権放棄に向けた事案相談を実施 (各実施機関) ・個別案件に係る事案相談を随時実施 ■徴収率の向上及び業務効率化に向けた取組 債務者からの一部納付の申出に即時対応するため、総合福祉システムの機能拡充を目的とした改修に着手 (令和2年3月末リリース予定)	■実施機関への個別ヒアリング 2件：平野区、旭区 今後の個別ヒアリング実施予定区：福島区 ■申出徴収への変更に向けた取組 (情報提供) 経理事務監査の年間スケジュールに対して全ての実施機関にて実施システム改修による申出徴収に係る業務効率の改善 各実施機関における重点取組の推奨 ・申出による徴収件数：令和元年11月分1,221件 (前年同月分 687件) ■申出徴収の対象拡充に向けた取組 ・従来、生活保護費のうち生活扶助費のみを申出徴収の対象としていたが、生活扶助以外の扶助費から申出徴収を可能とする総合福祉システムの機能拡充に着手 (令和2年3月末リリース予定)

区役所で徴収事務を行っている債権の状況 (10月末現在)

債権名:

生活保護費返還金

	令和元年度 10月末徴収率 (A)		平成30年度 10月末徴収率 (B)		対前年同月比 (A) - (B)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	1.7%	41.1%	1.8%	52.2%	-0.1%	-11.1%
北区	2.0%	64.4%	1.5%	57.6%	0.5%	6.8%
都島区	1.4%	39.3%	2.2%	59.0%	-0.8%	-19.7%
福島区	1.6%	21.4%	2.4%	48.3%	-0.8%	-26.9%
此花区	2.1%	8.2%	3.7%	55.5%	-1.6%	-47.3%
中央区	1.4%	30.0%	2.3%	63.0%	-0.9%	-33.0%
西区	0.9%	40.2%	1.8%	45.8%	-0.9%	-5.6%
港区	1.3%	35.6%	1.3%	45.9%	0.0%	-10.3%
大正区	1.6%	30.0%	3.7%	45.7%	-2.1%	-15.7%
天王寺区	0.7%	34.4%	1.3%	49.4%	-0.6%	-15.0%
浪速区	1.3%	27.9%	1.0%	44.0%	0.3%	-16.1%
西淀川区	1.4%	27.4%	1.2%	44.5%	0.2%	-17.1%
淀川区	1.2%	22.5%	1.0%	38.4%	0.2%	-15.9%
東淀川区	2.0%	28.2%	1.6%	46.4%	0.4%	-18.2%
東成区	0.6%	39.3%	0.5%	48.6%	0.1%	-9.3%
生野区	1.0%	49.1%	1.3%	52.5%	-0.3%	-3.4%
旭区	0.9%	41.0%	2.5%	43.5%	-1.6%	-2.5%
城東区	3.2%	43.4%	1.8%	50.2%	1.4%	-6.8%
鶴見区	1.8%	29.7%	0.9%	38.4%	0.9%	-8.7%
阿倍野区	1.6%	24.3%	1.4%	42.7%	0.2%	-18.4%
住之江区	2.4%	50.9%	2.6%	46.2%	-0.2%	4.7%
住吉区	2.0%	35.1%	1.3%	41.7%	0.7%	-6.6%
東住吉区	2.0%	49.9%	2.1%	59.2%	-0.1%	-9.3%
平野区	1.2%	41.5%	2.1%	59.5%	-0.9%	-18.0%
西成区	1.9%	60.5%	2.0%	63.9%	-0.1%	-3.4%

令和元年度後半の取組について

債権名 介護保険料 整理番号 064 [福祉局高齢者施策部介護保険課]

過年度分	現年度分
10月末徴収率 10.7% (前年度10月末 9.7%)	10月末徴収率 97.4% (前年度10月末 97.1%)
決算見込徴収率 16.2% (前年度決算 16.2%)	決算見込徴収率 98.0% (前年度決算 98.3%)
目標徴収率 16.2 % (前年度目標 16.4%)	目標徴収率 98.0% (前年度目標 98.0%)

●主な取り組み

①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化

第1段階を除くすべての段階(非課税層を含む)の滞納者について、財産調査を徹底し、再三の催告にも応じない滞納者に対しては差押を執行するなど厳正に対処することにより滞納保険料の徴収強化を図る。

②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化

65歳到達による資格取得後、特別徴収(年金から介護保険料を徴収)が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。

③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化

年間を3期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組みを7月から10月に実施した。今後、第2次対策期間の取組を11月から2月中旬、第3次対策期間の取組を2月下旬から5月中旬にかけて実施し、各区において早期滞納者及び一定額以上の高額滞納者を中心として納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。

④被保険者資格の適正化

不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。

⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施

給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。

令和元年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況 (10月末)

債権名 介護保険料 整理番号 064 [福祉局高齢者施策部介護保険課]

	過年度	現年度
取組内容	現年度分とあわせた取り組みを行っているため、現年度を参照。	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図る。 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行う。 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策を行う。滞納状況・納付状況を分析し、各区において納付督促文書や差押予告等を送付し、積極的に滞納者との接触を図る。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図る。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課の削減を行う。 ⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。
取組状況 (10月末)	現年度分とあわせた取り組みを行っているため、現年度を参照。	①滞納処分の実施を見据えた滞納者への徴収強化 第1段階を除くすべての段階（非課税層を含む）の滞納者について、財産調査を徹底し、差押も視野に入れた滞納保険料の徴収強化を図っている。 【令和元年9月末実績】財産調査件数及び差押金額 399,174件 19,834千円 ②民間委託業者の訪問徴収等の納付督促による早期滞納者等の徴収強化 65歳到達による資格取得後、特別徴収（年金から介護保険料を徴収）が開始されるまでの早期滞納者への電話・訪問・訪問徴収等の納付督促を行っている。 【令和元年7月末実績】108,331千円 ③各区による早期滞納者・高額滞納者への徴収強化 年間を3期に分けて実施する収納対策については、第1次対策期間の取組みを7月から10月にかけて実施し、各区において一定額以上の高額滞納者を中心として納付督促文書を送付し、積極的に滞納者との接触を図った。また、市債権回収対策室と連携し、最終催告書を送付するなど徴収強化を図っている。残る対象期間についても滞納状況を把握し効果的に実施する。 ④被保険者資格の適正化 不現住者に対する被保険者資格の適正化により、不現住と疑われる者への速やかな現地調査の実施並びに住民基本台帳の職権消除依頼を行い、不必要な保険料賦課を削減していく。 【令和元年9月末実績】調定削減額 33,336千円 ⑤課税層滞納者の勤務先への給与照会の実施 給与所得のある課税層滞納者については、引き続き市税照会等により勤務先を調査し、勤務先調査予告を実施する。 【令和元年9月末実績】納付催告 111件 国税徴収法141条に基づく照会 3件

令和元年度後半の取組について

債権名 住宅使用料 整理番号 001 [都市整備局住宅部管理課]

過年度分

10月末徴収率 23.8% (前年度10月末 19.2%)

決算見込徴収率 26.5% (前年度決算 22.7%)

目標徴収率 22.7% (前年度目標 23.7%)

現年度分

10月末徴収率 98.0% (前年度10月末 97.8%)

決算見込徴収率 99.6% (前年度決算 99.6%)

目標徴収率 99.6% (前年度目標 99.6%)

●主な取り組み

<都市整備局>

- ・住宅供給公社から引継がれ局で管理している滞納者に対し、電話督促や文書による納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。
- ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間に電話督促を行い、徴収の強化を図る。
- ・指導に従わない和解不履行者に対し、早期に強制執行を申立て、納付を促す。
- ・訴訟提起等の法的措置対象者で、反応のない者について、現地へ訪問し、実態を把握するとともに納付指導を行い、徴収の強化を図る。
- ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者を対象に、裁判所に対する支払督促手続きを行うことにより徴収の強化を図る。

<住宅供給公社>

- ・局に引継ぐ前の3ヶ月未満の短期滞納者に対し、電話督促や呼出しによる納付指導などを集中的に行い、目標数値を上回るよう徴収に努める。
- ・日中不在等により連絡が取れない滞納者については、帰宅する夜間や休日に電話督促を行い、短期の納付忘れを防止するなど徴収の強化を図る。
- ・局への引継ぎ対象となる3ヶ月以上の長期滞納者に対し、局への引継ぎ後は明渡訴訟や強制執行手続き等の法的措置に移行する旨の説明をこれまで以上に徹底するなど、督促強化を図り、早期の滞納解消に努める。
- ・納付方法が納付書の入居者に対して、口座振替勧奨文書と口座振替依頼書を送付し、口座振替奨励を行う。

令和元年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況 (10月末)

債権名 住宅使用料 整理番号 001 [都市整備局住宅部管理課]

	過年度	現年度
取組内容	・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取組みを実施する。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。
取組状況 (10月末)	・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなどの取組みにより収納率の向上を図っている。 (令和元年度10月末時点委託案件回収額：4,393千円) ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、住民基本台帳システムとの連携システムを活用するなど、定期的に住民情報の取得を行い、転居先の把握に努めている。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施している。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件としている。 ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行っている。 (令和元年度10月末時点督促発送件数：234件) ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行っている。 (令和元年度10月末時点債権差押申立件数：48件 取立件数：26件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促の取組みを実施している。 ・破産で免責を受けたものに対する債権放棄の実施に向けて準備を行っている。	・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取組み強化のための業務改善検討会を実施している。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組みを実施。 (令和元年度10月末時点即決和解申出件数：138件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送している。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上のための取組みを行っている。

令和元年度後半の取組について

債権名 保育所保育料 整理番号 030 [こども青少年局保育施策部保育企画課]

過年度分

10月末徴収率 26.2% (前年度10月末 22.4%)

決算見込徴収率 39.8% (前年度決算 33.3%)

目標徴収率 39.8% (前年度目標 37.7%)

●主な取り組み

・平成31年4月から3歳児にまで対象を拡充している幼児教育無償化や10月からの国制度の無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。具体的には、保育料の未納を抱えた2,532人の内、現在3～5歳児の新規滞納者1,151人や直近の卒園児童(6・7歳児)の保護者626人など、全体の約7割(1,777人)に対し、集中的に督促などを行っていく。

・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。

・さらに、電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、早期に差押え等の滞納処分を実施する。

・滞納処分を強化するとともに、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押に取り組む。

・滞納者に対し、保護者からの申出を受けることにより児童手当から滞納分保育料を直接徴収することができる同意徴収の制度を活用するよう積極的に働きかけていく。

・滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底的に行う。

・公立保育所保育料の滞納者には、代行執行の制度を利用し、滞納処分を行って行く。

現年度分

10月末徴収率 98.1% (前年度10月末 98.1%)

決算見込徴収率 99.2% (前年度決算 98.9%)

目標徴収率 99.2% (前年度目標 99.1%)

●主な取り組み

- ・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、引き続き区役所と連携し口座振替加入率の向上を目指す。
- ・新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納を目指す。
- ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。
- ・支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、積極的に滞納処分を実施する。
- ・10月末時点の徴収率が昨年と同等であることから、さらなる徴収率の向上をめざし、国制度の無償化に該当した3歳児クラス以上を対象に、早期からの納付勧奨として、電話による督促に取り組んでいく。
- ・現年度の未収金では、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めていたため、無償化の対象外である2歳児の保護者のうち、3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。
- ・保育料の制度では、税申告等を行っていないなどの理由により税額が判明しない場合、一番高い料金区分である仮決定となるため、保育料に滞納がある仮決定の方に対し、税申告等の指導を強化し、本決定の増加・未収金の縮減に取り組む。

令和元年度 未収債権に関する具体処理策の取組状況 (10月末)

債権名 保育所保育料 整理番号 030 【こども青少年局保育所施策部保育企画課】

	過年度	現年度
取組内容	・平成31年4月から3歳児にまで対象を拡充している幼児教育無償化や10月からの国制度の無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。具体的には、未収金を抱えた2,532人の内、現在3～5歳児の新規未収金者1,151人や直近の卒園児童（6・7歳児）の保護者626人など、全体の約7割（1,777人）に対し、集中的に督促などを行っていく。 ・従来の文書を中心とした督促から、集中的に取り組む対象者には、早い段階から個人の携帯や家庭の電話に架電し督促に取り組む。また、応じない場合は、職場へも電話を行う。 ・さらに、電話での対応や納付状況を確認の上、最終催告書の納期後、早期に差押え等の滞納処分を実施する。 ・滞納処分を強化するとともに、より換価しやすい預貯金・給与・生命保険の差押にに取り組む。 ・滞納者に対し、児童手当から直接徴収する保護者からの申出による同意徴収の制度の活用を積極的に働きかけていく。 ・滞納処分がすみやかに実施できるよう、国税徴収法に基づき財産や居所の調査を徹底に行う。 ・公立保育所保育料の滞納者には、代行執行の制度を利用し、滞納処分を行っていく。	・口座振替による納付は保育料の払い忘れ防止につながるため、より早期から区役所と連携し口座振替加入率の向上を目指す。 ・新たに未納が発生したものについて、児童手当やボーナスを利用した分納を認め早期完納を目指す。 ・公立保育所の滞納者については、督促状送付後に、所長から直接保護者に、未納保育料を早期に払うように声掛けをする。 ・支払い能力があるにもかかわらず支払わない滞納者には、積極的に滞納処分を実施する。 ・平成31年4月から3歳児にまで対象を拡充している幼児教育無償化や10月からの国制度の無償化により経済的負担が軽減される世帯に対して、個別に徴収に向けた働きかけを強化する。 ・現年度の未収金では、2歳児と3歳児クラスで50%以上を占めていたため、無償化の対象外である2歳児の保護者のうち、3か月以上の滞納があるもの、若しくは10万円を超える場合などの方に、早い段階での電話による納付勧奨を行う。
取組状況 (10月末)	・新たに本市の幼児教育費の無償化の対象となった3歳児を兄弟に持つ方の未収金の徴収・督促に取り組んでいる。（10月末時点 H30年度過年度徴収率22.4%→令和元年度26.2%） ・集中差押え等滞納処分にも積極的に取り組んでいる。（10月末時点 H30年度74件3,649千円 R元年度89件3,934千円） ・同意徴収を活用した徴収。（10月末時点 H30年度14,216千円 R元年度12,949千円） ・10月分保育料（11月支払）から国制度の無償化が導入されているため、電話等を活用し督促に取り組んでいく。	・口座振替加入率の向上に努めてきた（4月90.4% 10月末92.87%） ・新たに幼児教育費無償化の対象となった3歳児を兄弟に持つ方に対する徴収の強化に努め、徴収率の向上に努めてきた。（10月末徴収率 H30年度98.1%、R元年度98.1%） ・早期滞納処分の実施に向け、早期段階からの財産調査に取り組んでいる。 ・引き続き、10月からの国制度の無償化により、大きく負担が軽減される3歳児クラス以上に対して集中的に電話等を活用した督促に取り組む。

令和元年度 市債権回収対策室の徴収状況

(令和元年10月末現在)

(1) 個別に事案引継を行ったもの

債権名	所管局 (会計)	引継対象、条件	元年度				
			件数 (件)	引継金額 (百万円)	徴収目標額① (百万円)	徴収実績② (百万円)	進捗率 (②/①) (参考: 前年10月末)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	国保制度離脱後に社会保険へ 加入及び市外転出の滞納者	1,770	326	81	39	48.1% (70.7%)
市 税	財政局	国民健康保険料 との重複滞納	2,026	303	101	65	64.4% (63.1%)
本料(税) 計			3,796	629	182	104	57.1% (66.2%)
上記債権に伴う延滞金等			—	—	20	11	55.0% (62.5%)

合 計 ①			3,796	629	(A) 202	(B) 115	56.9% (65.8%)
-------	--	--	-------	-----	---------	---------	------------------

(2) 財産調査・滞納処分強化によるもの(区役所との連携による徴収効果額)

債権名	所管局 (会計)	対象条件	財産調査対象 滞納額(百万円)	徴収効果目標額① (百万円)	徴収効果額② (百万円)	進捗率 (②/①) (参考: 前年10月末)
国民健康保険料	福祉局 (国保)	5期以上の長期滞納者等	12,059	610	424	69.5% (37.3%)
介護保険料	福祉局 (介護)	保険料第1段階(生活保護の受給者等) を除く滞納者	1,750	430	199	46.3% (60.9%)

合 計 ②			13,809	(C) 1,040	(D) 623	59.9% (44.4%)
-------	--	--	--------	-----------	---------	------------------

合計 ①+②	徴収目標額(百万円) (A) + (C) ①	徴収実績 (百万円) (B) + (D) ②	進捗率 (②/①) (参考: 前年10月末)
	1,242	738	59.4% (47.0%)

議題 3

行政区別の目標について（10 月末の状況）

令和元年度行政区別の目標に対する区別徴収率 (10月末の状況)

債権名: 国民健康保険料

	令和元年度 10月末徴収率 (A)		令和元年度 目標徴収率 (B)		平成30年度 10月末徴収率 (C)		目標との比較 (A) - (B)		対前年同月比 (A) - (C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	16.3%	88.4%	24.4%	89.7%	14.7%	88.0%	-8.1%	-1.3%	1.6%	0.4%
北区	20.5%	89.4%	34.2%	91.2%	22.3%	89.5%	-13.7%	-1.8%	-1.8%	-0.1%
都島区	19.0%	91.2%	24.9%	91.9%	16.6%	90.2%	-5.9%	-0.7%	2.4%	1.0%
福島区	23.9%	93.2%	28.0%	93.7%	17.8%	92.6%	-4.1%	-0.5%	6.1%	0.6%
此花区	17.3%	89.0%	26.1%	89.7%	16.0%	88.8%	-8.8%	-0.7%	1.3%	0.2%
中央区	16.7%	85.3%	22.2%	86.2%	13.4%	83.8%	-5.5%	-0.9%	3.3%	1.5%
西区	16.9%	86.1%	27.5%	89.0%	17.5%	86.2%	-10.6%	-2.9%	-0.6%	-0.1%
港区	14.1%	89.0%	22.2%	90.1%	13.0%	87.8%	-8.1%	-1.1%	1.1%	1.2%
大正区	17.8%	88.9%	29.6%	92.2%	19.2%	88.8%	-11.8%	-3.3%	-1.4%	0.1%
天王寺区	17.0%	91.4%	23.2%	93.4%	14.3%	91.3%	-6.2%	-2.0%	2.7%	0.1%
浪速区	14.2%	78.1%	22.2%	81.2%	11.9%	77.4%	-8.0%	-3.1%	2.3%	0.7%
西淀川区	16.2%	93.2%	22.2%	95.1%	14.9%	92.8%	-6.0%	-1.9%	1.3%	0.4%
淀川区	15.5%	88.4%	23.5%	88.6%	14.5%	87.5%	-8.0%	-0.2%	1.0%	0.9%
東淀川区	14.9%	87.3%	22.7%	87.5%	14.3%	87.1%	-7.8%	-0.2%	0.6%	0.2%
東成区	17.5%	88.2%	23.6%	89.8%	15.4%	88.4%	-6.1%	-1.6%	2.1%	-0.2%
生野区	12.8%	81.5%	22.2%	85.7%	13.3%	81.3%	-9.4%	-4.2%	-0.5%	0.2%
旭区	14.7%	89.6%	23.9%	90.2%	15.6%	89.9%	-9.2%	-0.6%	-0.9%	-0.3%
城東区	13.3%	91.8%	27.1%	91.9%	15.4%	91.3%	-13.8%	-0.1%	-2.1%	0.5%
鶴見区	17.1%	92.6%	22.2%	93.3%	13.8%	92.3%	-5.1%	-0.7%	3.3%	0.3%
阿倍野区	25.7%	93.6%	32.3%	94.1%	21.3%	93.7%	-6.6%	-0.5%	4.4%	-0.1%
住之江区	18.7%	90.7%	28.4%	90.6%	18.7%	90.1%	-9.7%	0.1%	0.0%	0.6%
住吉区	20.7%	90.5%	27.7%	90.8%	17.1%	89.2%	-7.0%	-0.3%	3.6%	1.3%
東住吉区	16.0%	90.8%	24.1%	91.1%	14.2%	89.6%	-8.1%	-0.3%	1.8%	1.2%
平野区	18.7%	86.1%	20.0%	88.8%	7.2%	86.4%	-1.3%	-2.7%	11.5%	-0.3%
西成区	10.9%	80.7%	22.2%	81.9%	13.5%	78.2%	-11.3%	-1.2%	-2.6%	2.5%

令和元年度行政区別の目標に対する債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名: 国民健康保険料

1 令和元年度10月末実績について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

区長マネジメントによる各区の特性に応じた収納率向上の取り組み、国保収納業務の経験を有する職員による区職員の能力アップ・組織体制の強化、また弁護士職員により、不動産公売を前提とした納付交渉や勤務先に対する照会および実地調査を継続して実施するとともに、引き続きペイジー口座振替受付サービスを活用した積極的な口座振替の勧奨を実施しているところである。

また、市債権回収対策室においては給与調査予告を実施しているところである。

○10月末現在の取組状況

- ・ペイジー利用件数 30,092件 (対前年同月比+1,080件)
- ・新規口座登録世帯数 35,431世帯 (対前年同月比+435世帯)
- ・口座振替加入率 48.01% (対前年同月比+0.38%)
- ・滞納処分世帯数
 - 差押予告 11,849世帯 (対前年同月比+1,540世帯)
 - 差押 4,003世帯 (対前年同月比+84世帯)
- ・徴収率
 - 過年度(滞納繰越)分では対前年同月比+1.6ポイント、
 - 現年度分は対前年同月比+0.4ポイントといずれも前年度を上回っているところである。

2 令和元年度の目標達成見込みについて (各行政区の目標達成見込み、達成のための取組など)

10月末現在、徴収率の対前年同月比は現年度・過年度ともに上回っている。今後の取り組みとして、区窓口での口座振替勧奨を引き続き実施することや、区・市債権回収対策室では滞納世帯に対する再度の財産調査・差押予告の送付を行う等、さらなる収入額確保の取り組みを出納整理期間の最後まで行うとともに、局でも収入状況を分析し、各区と情報共有を行う等、区・局一丸となって未収金額の減少に取り組む。今年度は現年度分で目標徴収率89.7%の達成を見込んでいる。

令和元年度行政区別の目標に対する区別徴収率 (10月末の状況)

債権名： 介護保険料

	令和元年度 10月末徴収率 (A)		令和元年度 目標徴収率 (B)		平成30年度 10月末徴収率 (C)		目標との比較 (A) - (B)		対前年同月比 (A) - (C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	10.7%	97.4%	16.2%	98.0%	9.7%	97.1%	-5.5%	-0.6%	1.0%	0.3%
北区	15.0%	97.5%	15.8%	98.1%	11.9%	96.9%	-0.8%	-0.6%	3.1%	0.6%
都島区	10.0%	97.7%	16.9%	98.4%	6.6%	97.4%	-6.9%	-0.7%	3.4%	0.3%
福島区	15.6%	98.0%	16.8%	98.6%	14.0%	97.7%	-1.2%	-0.6%	1.6%	0.3%
此花区	12.6%	97.3%	16.1%	97.9%	10.7%	96.9%	-3.5%	-0.6%	1.9%	0.4%
中央区	12.4%	96.8%	17.0%	97.7%	9.8%	96.5%	-4.6%	-0.9%	2.6%	0.3%
西区	10.2%	97.4%	16.1%	98.2%	10.0%	96.9%	-5.9%	-0.8%	0.2%	0.5%
港区	10.3%	97.4%	16.3%	97.9%	9.6%	97.1%	-6.0%	-0.5%	0.7%	0.3%
大正区	12.5%	97.3%	16.0%	97.9%	10.2%	97.0%	-3.5%	-0.6%	2.3%	0.3%
天王寺区	15.6%	97.5%	15.9%	98.6%	13.0%	97.2%	-0.3%	-1.1%	2.6%	0.3%
浪速区	8.2%	95.8%	16.5%	96.3%	8.2%	95.4%	-8.3%	-0.5%	0.0%	0.4%
西淀川区	12.2%	97.8%	16.1%	98.3%	11.1%	97.6%	-3.9%	-0.5%	1.1%	0.2%
淀川区	9.6%	97.2%	15.9%	97.7%	8.6%	96.9%	-6.3%	-0.5%	1.0%	0.3%
東淀川区	10.2%	97.7%	15.6%	98.2%	10.5%	97.4%	-5.4%	-0.5%	-0.3%	0.3%
東成区	10.7%	97.3%	15.7%	97.9%	9.9%	96.9%	-5.0%	-0.6%	0.8%	0.4%
生野区	10.4%	96.0%	16.1%	96.6%	8.7%	95.5%	-5.7%	-0.6%	1.7%	0.5%
旭区	10.3%	98.1%	17.3%	98.5%	7.3%	97.8%	-7.0%	-0.4%	3.0%	0.3%
城東区	12.1%	98.0%	15.8%	98.6%	10.5%	97.7%	-3.7%	-0.6%	1.6%	0.3%
鶴見区	14.2%	98.1%	15.8%	98.7%	11.2%	97.8%	-1.6%	-0.6%	3.0%	0.3%
阿倍野区	14.2%	98.1%	15.2%	98.9%	12.8%	97.8%	-1.0%	-0.8%	1.4%	0.3%
住之江区	10.3%	97.5%	16.6%	98.0%	8.8%	97.1%	-6.3%	-0.5%	1.5%	0.4%
住吉区	10.2%	97.7%	16.1%	98.2%	11.2%	97.3%	-5.9%	-0.5%	-1.0%	0.4%
東住吉区	10.2%	97.8%	15.6%	98.4%	10.4%	97.5%	-5.4%	-0.6%	-0.2%	0.3%
平野区	9.7%	97.5%	15.8%	98.1%	10.2%	97.2%	-6.1%	-0.6%	-0.5%	0.3%
西成区	7.7%	95.6%	16.9%	96.0%	7.4%	95.1%	-9.2%	-0.4%	0.3%	0.5%

令和元年度行政区別の目標に対する債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名:介護保険料

1 令和元年度10月末実績について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

現時点の収納率の現年度分については、24区すべてにおいて前年度同月の収納率を上回っている。

なお、過年度分については、4区においては前年度同月を下回っているものの、全区合計の収納率は前年度同月を上回っており、一定の収納対策の効果は出ていると考えられる。

今後も、目標収納率を達成できるよう、引き続き収納対策を強力に実施していく必要があると考えている。

2 令和元年度の目標達成見込みについて(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組など)

現時点での収納率について、現年度分は目標98.0%に対し97.4%、過年度分は目標16.2%に対し10.74%となっており、現年度分は目標達成が可能であると考えが、過年度はやや厳しい状況にあると考えている。

目標達成のための取組みとして、区・局担当者による介護保険料収納率向上対策連絡会議を開催し、収納対策についての意識共有を図る。

そのうえで、11月下旬から2月中旬までにかけて第2次収納対策、2月下旬から5月末(出納閉鎖期間)にかけて第3次収納対策を実施する。

また、各区で独自の収納対策については引き続き実施し、区・局全体で収納率向上に努める。

令和元年度行政区別の目標に対する区別徴収率 (10月末の状況)

債権名： 後期高齢者医療保険料

	令和元年度 10月末徴収率 (A)		令和元年度 目標徴収率 (B)		平成30年度 10月末徴収率 (C)		目標との比較 (A) - (B)		対前年同月比 (A) - (C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	30.0%	72.8%	32.1%	99.0%	23.8%	74.0%	-2.1%	-26.2%	6.2%	-1.2%
北区	45.6%	73.6%	32.1%	99.0%	36.0%	74.3%	13.5%	-25.4%	9.6%	-0.7%
都島区	30.8%	73.3%	32.1%	99.0%	20.9%	73.9%	-1.3%	-25.7%	9.9%	-0.6%
福島区	29.9%	72.6%	32.1%	99.0%	25.6%	74.3%	-2.2%	-26.4%	4.3%	-1.7%
此花区	31.6%	72.3%	32.1%	99.0%	25.5%	74.0%	-0.5%	-26.7%	6.1%	-1.7%
中央区	41.2%	73.3%	32.1%	99.0%	30.2%	74.2%	9.1%	-25.7%	11.0%	-0.9%
西区	52.6%	73.0%	32.1%	99.0%	24.7%	73.6%	20.5%	-26.0%	27.9%	-0.6%
港区	29.2%	72.6%	32.1%	99.0%	29.3%	73.8%	-2.9%	-26.4%	-0.1%	-1.2%
大正区	22.1%	72.4%	32.1%	99.0%	26.5%	73.7%	-10.0%	-26.6%	-4.4%	-1.3%
天王寺区	46.7%	73.1%	32.1%	99.0%	21.0%	74.2%	14.6%	-25.9%	25.7%	-1.1%
浪速区	18.8%	72.7%	32.1%	99.0%	15.2%	73.7%	-13.3%	-26.3%	3.6%	-1.0%
西淀川区	45.3%	72.8%	32.1%	99.0%	22.7%	74.2%	13.2%	-26.2%	22.6%	-1.4%
淀川区	22.5%	72.5%	32.1%	99.0%	21.7%	73.5%	-9.6%	-26.5%	0.8%	-1.0%
東淀川区	25.7%	72.7%	32.1%	99.0%	17.0%	74.2%	-6.4%	-26.3%	8.7%	-1.5%
東成区	24.3%	72.4%	32.1%	99.0%	21.4%	74.0%	-7.8%	-26.6%	2.9%	-1.6%
生野区	31.2%	72.4%	32.1%	99.0%	29.3%	74.0%	-0.9%	-26.6%	1.9%	-1.6%
旭区	27.5%	73.4%	32.1%	99.0%	21.2%	74.5%	-4.6%	-25.6%	6.3%	-1.1%
城東区	35.3%	72.6%	32.1%	99.0%	25.3%	74.0%	3.2%	-26.4%	10.0%	-1.4%
鶴見区	33.7%	73.1%	32.1%	99.0%	36.6%	74.2%	1.6%	-25.9%	-2.9%	-1.1%
阿倍野区	39.7%	73.1%	32.1%	99.0%	28.0%	74.1%	7.6%	-25.9%	11.7%	-1.0%
住之江区	29.0%	72.4%	32.1%	99.0%	25.6%	73.9%	-3.1%	-26.6%	3.4%	-1.5%
住吉区	30.4%	72.8%	32.1%	99.0%	26.0%	73.9%	-1.7%	-26.2%	4.4%	-1.1%
東住吉区	23.3%	73.1%	32.1%	99.0%	23.6%	74.3%	-8.8%	-25.9%	-0.3%	-1.2%
平野区	26.3%	72.6%	32.1%	99.0%	24.5%	74.1%	-5.8%	-26.4%	1.8%	-1.5%
西成区	19.1%	71.0%	32.1%	99.0%	11.3%	72.5%	-13.0%	-28.0%	7.8%	-1.5%

令和元年度行政区別の目標に対する債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名:後期高齢者医療保険料

1 令和元年度10月末実績について(前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて)

過年度分については、各区ヒアリングによる区への納付交渉の取組みや各区の収納率・不納欠損額の状況の提供、区における納付交渉時の取組み強化及び、預金・年金の滞納処分により、昨年同時期収納率の(23.8%)と比べ、令和元年度の収納率は(30.0%)と6.2%増となっており、十分な効果をあげている。

現年度分については、後期高齢者医療被保険者数の伸び、及び制度改正による1人あたり保険料の増加により、前年度同月と比較すると、保険料現年度調定額が416,317千円増加している。また、介護保険料の増改訂を受け、介護保険料との1/2判定により年金からの特別徴収収入が前年同月に比べ49,102千円下がったことにより、収納率(昨年同時期比-1.2%)の伸び悩みが発生している。

2 令和元年度の目標達成見込みについて(各行政区の目標達成見込み、達成のための取組など)

民間委託業者と区における初期末納の早期納付勧奨及び口座振替勧奨やペイジーシステムを利用し、納付相談の機会を捉えて口座振替を勧奨するなどにより口座振替による納付を推進している。

また、過年度分・現年度分共に預金・年金の滞納処分によって未収金の回収に努めている。

令和元年度行政区別の目標に対する区別徴収率 (10月末の状況)

債権名： 母子父子寡婦福祉貸付金

	令和元年度 10月末徴収率 (A)		令和元年度 目標徴収率 (B)		平成30年度 10月末徴収率 (C)		目標との比較 (A) - (B)		対前年同月比 (A) - (C)	
	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度
24区合計	3.6%	72.5%	8.8%	81.7%	4.5%	72.6%	-5.2%	-9.2%	-0.9%	-0.1%
北区	5.5%	66.9%	8.8%	71.9%	4.9%	60.6%	-3.3%	-5.0%	0.6%	6.3%
都島区	6.1%	78.6%	19.9%	90.6%	5.3%	79.3%	-13.8%	-12.0%	0.8%	-0.7%
福島区	6.2%	71.9%	13.3%	82.5%	7.3%	68.8%	-7.1%	-10.6%	-1.1%	3.1%
此花区	2.0%	63.3%	7.3%	75.9%	2.6%	67.6%	-5.3%	-12.6%	-0.6%	-4.3%
中央区	4.2%	59.2%	13.3%	69.4%	8.2%	59.3%	-9.1%	-10.2%	-4.0%	-0.1%
西区	1.7%	78.6%	2.3%	85.9%	0.7%	76.3%	-0.6%	-7.3%	1.0%	2.3%
港区	4.6%	71.5%	18.2%	79.9%	12.8%	78.5%	-13.6%	-8.4%	-8.2%	-7.0%
大正区	1.9%	71.7%	8.8%	85.3%	5.8%	74.6%	-6.9%	-13.6%	-3.9%	-2.9%
天王寺区	3.7%	78.9%	8.1%	72.3%	3.8%	56.9%	-4.4%	6.6%	-0.1%	22.0%
浪速区	3.5%	62.0%	7.2%	65.4%	4.0%	57.0%	-3.7%	-3.4%	-0.5%	5.0%
西淀川区	6.4%	74.5%	11.7%	85.7%	12.2%	78.5%	-5.3%	-11.2%	-5.8%	-4.0%
淀川区	4.4%	72.5%	12.5%	80.0%	7.6%	81.5%	-8.1%	-7.5%	-3.2%	-9.0%
東淀川区	3.0%	63.6%	5.7%	75.9%	4.6%	63.7%	-2.7%	-12.3%	-1.6%	-0.1%
東成区	5.0%	75.8%	15.5%	80.6%	17.7%	67.4%	-10.5%	-4.8%	-12.7%	8.4%
生野区	3.4%	76.7%	7.5%	83.6%	4.1%	75.1%	-4.1%	-6.9%	-0.7%	1.6%
旭区	2.0%	65.4%	6.8%	82.6%	2.5%	69.1%	-4.8%	-17.2%	-0.5%	-3.7%
城東区	2.1%	79.1%	9.1%	91.6%	4.3%	77.7%	-7.0%	-12.5%	-2.2%	1.4%
鶴見区	8.3%	79.4%	16.7%	84.9%	7.2%	74.1%	-8.4%	-5.5%	1.1%	5.3%
阿倍野区	5.6%	78.7%	10.7%	84.4%	2.7%	68.0%	-5.1%	-5.7%	2.9%	10.7%
住之江区	5.4%	72.9%	12.0%	87.4%	5.1%	79.1%	-6.6%	-14.5%	0.3%	-6.2%
住吉区	3.0%	79.3%	6.3%	87.7%	3.2%	78.1%	-3.3%	-8.4%	-0.2%	1.2%
東住吉区	2.8%	61.3%	6.1%	71.8%	2.2%	61.5%	-3.3%	-10.5%	0.6%	-0.2%
平野区	2.7%	74.7%	6.1%	86.3%	2.7%	73.1%	-3.4%	-11.6%	0.0%	1.6%
西成区	4.8%	76.0%	9.9%	83.0%	4.9%	68.0%	-5.1%	-7.0%	-0.1%	8.0%

令和元年度行政区別の目標に対する債権所管の認識について(10月末の状況)

債権名：母子父子寡婦福祉貸付金

1 令和元年度10月末実績について（前年度同月との比較、各行政区の実績などを踏まえて）

前年度同月と比較し、現年度徴収率は、若干減となっているが、区別での同月比較によると、全体の半数以上の区が、昨年度実績より増となっている。

今年度から、貸付金の主な資金において、償還開始となる者に対して、改めて面談等による償還の意識づけを行うとともに、初回償還が未納となった者への確認を行う取組みをしており、取組み結果の集約はまだであるが、その効果がみられる区もあると思われる。

過年度徴収率は、減となっているが、今年度は新たな民間委託債権が昨年度より減少していたため、その影響も考えられる。

2 令和元年度の目標達成見込みについて（各行政区の目標達成見込み、達成のための取組など）

現年度、過年度とも、現時点では、昨年度同月の徴収率より減となっているが、毎年10月からの償還促進月間における、重点的な滞納者への催告の取組みを現在も行い、1にも記載したように、今年度から、主な資金において、償還開始前に面談等による償還の意識づけ、償還の口座振替登録の確認等や、初回償還が未納となった者への確認を行うなどの取組みを行っており、目標達成を見込んでいる。

議題 4

その他